

令和7年度みえ半導体産業就職支援フェア企画運營業務委託仕様書

1 事業目的

三重県は、半導体を含む電子部品デバイス産業の製造品出荷額が19年連続全国1位であり、日本の半導体産業における重要な地域である。

一方、昨今国内において半導体関連産業の大規模投資が続いており、研究開発等を担う高度専門人材の獲得競争が激化している。本県でも、令和5年3月に産学官の連携のもと、みえ半導体ネットワークを設立し、人材育成・確保等の取組を進めている。

本業務は、県内半導体関連企業の人材確保をさらに促進するため、半導体関連分野における就職支援フェアを実施し、UIターンを希望する社会人等の就職を支援するものである。

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

3 令和7年度みえ半導体産業就職支援フェアの概要

(1) 開催時期及び場所

令和7年10月～令和8年1月の土日祝日において、東京都内及び三重県内にて各1回以上開催する。（うち11月末までに1回以上は開催。）

なお、東京開催、三重開催はそれぞれ別日とすること。

開催時間については、13:00～16:30（3～4時間程度）を想定。

(2) 来場対象者

- ・三重県へのUIターンを希望する社会人
- ・高等学校、高等教育機関及び職業能力開発大学校に在学する学生
- ※その他、教諭・学校関係者や半導体業界に興味・関心のある方も来場可能とし、広く来場者を募る。

(3) 内容

- ・企業担当者による企業概要等の説明、PR（ブース設置）
- ・自治体担当者による半導体産業の啓発（ブース設置）
- ・集客イベントの実施（イベントスペースの設置、運営）

(4) 出展者・来場者の費用負担

原則として、企業の出展費用、来場者の参加費用は無料とする。

4 委託業務の内容

令和7年度みえ半導体産業就職支援フェアの企画・運営にかかる下記業務を行う。

(1) タイトル及びテーマ

- ・来場対象者に効果的に訴求し、興味を引くようなタイトル及びテーマを提案すること。

(2) 企画・計画

- ・来場者の受付スペース、会場案内を行う総合案内ブース、企業ブース、県や関係団体による啓発ブースを設けること。なお、総ブース数は、東京・三重開催ともに30ブース程度（県内半導体関連企業25ブース、県関係団体5ブース）を想定している。
- ・来場者数は東京開催で30名以上、三重開催で70名以上を目標としており、事前予約の必要性を含めて検討・提案し、県と協議のうえ実施すること。
- ・委託者から来場者に対し、フェア終了後にお知らせ等の案内を送付するため、「名前」「年齢」「属性（高校生、大学生、社会人など）」「連絡先（メールアドレス）」の情報を収集するとともに、半導体関連企業および三重県内での就職意欲調査を含めた来場者アンケートの実施・回収を行うこと。
- ・会場内にイベントスペースを設け、三重県の魅力発信や、半導体産業への関心を高め、集客に効果的かつ企業ブースへの誘導につながる企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。
- ・来場者の企業ブースへの参加を促進させ、複数の出展ブースへの回遊を促すための企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。
- ・本フェアへの出展企業の募集及び調整を県と連携しながら実施すること。
- ・出展団体に配布することを目的として、フェアのタイトル、開催日時、プログラム、広報手段、開催当日までのスケジュールの他、ブース出展に係る準備や当日の流れなどの手引きを記載した計画書を開催日の30日前までに作成すること。

(3) 会場等の手配

- ・会場選定から予約、調整、利用料金の支払いまで、受託者が全て行うこと。
- ・会場選定にあたっては、交通アクセスが良く、200名程度を収容できる約200㎡の屋内の会場とすること。
- ・開催時期及び会場の選定については、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ・フェアの運営に必要な機材や消耗品等は、受託者が全て手配すること。
- ・受託者が会場の回遊性を高め、出展者・来場者ともに満足度を高められる

会場案内図を提案し、県と協議のうえで決定すること。

(4) 募集・集客

- ・半導体産業への関心の高低にかかわらず幅広く集客できるよう、自らが有する広報媒体などを活用し、効果的な周知・広報を実施すること。
- ・イベント概要、出展企業の概要、会場のイメージ等を掲載したホームページを作成すること。
- ・開催案内用のチラシとポスターを東京開催、三重開催で各 1 種類制作し、印刷・納品すること。また、チラシの周知又は雑誌や新聞、WEB等に広告を掲載することにより、フェアへの集客を図ること。
- ・広告に使用するクリエイティブを制作すること。

(5) 当日の運営

ア 当日配布資料の作成

- ・会場内レイアウト、プログラム、出展企業等を記載した資料を作成すること。なお、想定される来場者数分に加え、出展企業分及び予備を用意すること。

イ サイン類の作成

- ・ブースサイン(出展団体名とブース番号を表示)、会場案内図等を作成すること。
- ・その他、出展企業の概要一覧表等、来場者がブース訪問するきっかけとなるような情報案内パネルを作成すること。

ウ 会場の設営・装飾・撤去

- ・当日の会場設営や来場者受付等を行うに十分な人数のスタッフを配置し、準備、フェア開催中の対応、撤収等を行うこと。
- ・会場内や来場者受付コーナーにおいて、来場者に本県の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を実施すること。

エ 来場者の受付、アンケートの回収

- ・来場者の受付対応および来場者アンケートの回収を実施すること。
- ・4(2)で示したアンケートについては、個人情報の収集目的を説明し、アンケートの利用目的及び第三者への提供など必要な項目について、本人の同意を得たうえで収集すること。

オ 出展企業等との連絡調整

- ・出展企業が受託者と円滑に連絡調整が行えるよう、フェア前日や当日の

対応を含めた連絡体制を整えること。なお、不測の事態が生じた場合には、県と協議のうえで対応すること。

カ 来場者数等の集計

- ・フェアへの来場者及び各ブースへの訪問者数を集計し、フェア終了後3日以内に県へ報告すること。このうち、来場者数については、フェア当日の終了後、速報値を速やかに県に報告すること。

(6) 報告書の提出

各回の終了後1ヶ月以内に、以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・周知、広報の実績
- ・フェアの概要及び当日の写真データ
- ・アンケート集計結果
- ・フェアの実施効果や課題、改善案等
- ・その他、県が指示するもの

5 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書に所要経費の根拠書類を添付し、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日のいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出すること。

6 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認後に受託者の請求に基づき支払うものとする。
- (2) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること
- (3) 来場者及び出展企業に対する飲食に係る経費、賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (4) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。

- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (6) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。
- (8) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (9) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (10) 障がいを理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア. 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
① 断固として不当介入を拒否すること。
② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
③ 発注所属に報告すること。
④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
イ. 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(12) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和7年度開始分）実施要領」を遵守すること。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。